

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）西三谷地区）を行うことについて平成30年9月13日認可した。

平成30年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造